文書番号: D-02-00-003-17 最終施行日: 2025/10/1 総ページ数: 87ページ

添付文書 4.治験手続きの電磁化に関する標準作業手順書

治験手続きの電磁化に関する標準作業手順書

版:第9版

₩: 弗 🖢	<u></u>						
部	署名	臨床研究適正推進センター					
作	成 者	牧野 好倫 作 成 年 月 日 2025 年 9 月 17 日					
承	認 者	佐伯 俊昭 承 認 年 月 日 2025 年 9 月 22 日					
目	的	本手	順書は,治験手続きを電磁化	する際の埼玉医科大学国際医療センター			
		(以-	下「当院」) の標準業務手順を気	ヹめ, 電磁的記録を用いた治験手続きの信			
		頼性を	を確保し、効率性を推進するこ	ことを目的とする。			
対	象	治験し	こ係わる者				
☆ ≢	+ □	☑プログラム、ポリシーの添付文書としての SOP (病院管理)					
入宣	译区分	□部署内の業務に限られた SOP (部署管理)					
			変 更 履 歴				
版	変更年月	日		変 更 内 容			
6	2022/6/20		・ ポリシーを手順書に変更し	した。			
			・ 関連文書に「治験手続きの)電磁化における標準業務手順書(日本製			
			薬工業協会)」を記載した	。(54/57)			
			・ 平成→令和(55・56・57/	(57)			
7	2024/6/1		・治験手続きの電磁化におけ	ける標準業務手順書解説書 第二版(日本			
			CRO 協会)作成に伴う改	訂			
			・治験手続の電磁化に関す	る標準作業手順書 適応範囲 本手順書			
			の適応となる治験関連文書に書式 2 及び詳細記載用書式を追記				
			(52/59)				
			・他の手順書との整合性をと	さる (52/59 の 2.2)			
8	2025/5/10		・ 電子カルテへの MEDOC	システム導入並びに文書管理システム			
		「Agatha」契約締結に伴う改訂					
		・ 対象:治験実施医療機関の長を追記、治験 IRB のメンバー→治験					
			IRB,治験 IRB 事務局に記	記載整備			
			・ 定義 7:「, 医療機器の臨床	試験の実施の基準に関する省令(平成 17			
			年 厚生労働省令第 36号)および再生医療等製品の臨床試験の実施				
			の基準に関する省令(平原	戈 26 年厚生労働省令 第 89 号)及び関			
			連する通知等」を追記				
			・ 基本的な留意事項:「及び FDA 21 CFR Part11 (以下,「ER/ES 指				
			針等」という)」を追記				
			・ 適応範囲 2 適用範囲 2.1:	「医薬品等の承認又は許可等に係る申請等			
			における電磁的記録・電子	子署名の利用について(平成 17 年 4 月 1			
			日付け薬食発第 0401022	号 厚生労働省医薬食品局長通知)」及び→			
		追記、詳記を 2.2.1~2.2.4 に章立て					
	・ 適応範囲 3 本手順書の適応外となる治験関連文書 3.1 署名等			公外となる治験関連文書 3.1 署名等が求め			
			られる以下の文書:治験実	E施計画書の合意を証するための記録、症			
			例報告書→削除、署名陰影	ど一覧表→追記、3.2 紙を原本とする試料			
			→追記、但し,厚生労働省	貧医薬・生活衛生局医薬品審査管理課及び			
			厚生労働省医薬・生活衛生	三局医療機器審査管理課より発出された事			
 適応範囲3本手順書の適応外となる治験関連文書3.1 られる以下の文書:治験実施計画書の合意を証するた 例報告書→削除、署名陰影一覧表→追記、3.2 紙を原 →追記、但し、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審 厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課より 				E施計画書の合意を証するための記録、症 ど一覧表→追記、3.2 紙を原本とする試料 貧医薬・生活衛生局医薬品審査管理課及び			

文書番号: D-02-00-003-17 最終施行日: 2025/10/1 総ページ数: 87ページ

務連絡「治験における同意文書の保存に関する取扱いについて」(令和2年4月7日)に従い、『「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」および「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」』(e・文書法)に基づき、厚生労働省で定める「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」ならびに「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.2版」に示される電子化および保存に関する基準を満たす場合(富士通電子カルテシステム搭載の Medoc 機能が該当)で、治験依頼者との協議により、スキャナ等により電子化して保存する場合(定義6に該当)においてはこの限りではない。→追記

- ・電磁的記録の交付及び受領並びに保存 1. 交付及び受領の手段:基本的には、機密性の確保のため、権限設定によりアクセスが制限された Agatha を用いて、電磁的記録を交付又は受領する。(但し、既存の治験については、当面の間は過渡的機関として暫定的に、治験依頼者との協議により、以下の手段のいずれか又は複数の手段を用いることを許容する。)→追記
- ・電磁的記録の交付及び受領並びに保存 2. 保存の手段: 基本的には、 権限設定によりアクセスが制限され、監査証跡の記録等がなされた Agatha を用い電磁的記録を保存する。(但し、既存の治験について は、当面の間は過渡的期間として暫定的に、以下の手段のいずれか 又は複数の手段を用いることを許容する。)→追記、Agatha 以外の →追記
- ・ 治験手続きを電磁化するための具体的な手順 1. 信頼性を確保するために電磁的記録利用システムを利用する場合 1.2 システム管理体制: Agatha を利用するために必要な責任者,管理者,組織及び設備については,以下のとおり定める。1.2.1 責任者は,臨床研究適正推進センターセンター長とし, Agatha 利用におけるシステム管理の統括を行う。1.2.2 管理者は,臨床研究適正推進センターセンター長とし, Agatha の設備・機器及び電磁的記録を管理する責務を負う。また,ユーザー管理,教育訓練・教育記録を管理する責務を負う。1.2.3 組織は,臨床研究適正推進センターとし, Agatha の管理に関する実務を行う。1.2.4 設備は, Agatha が定める要件に従う。→追記
- ・ 治験手続きを電磁化するための具体的な手順 1. 信頼性を確保する ために電磁的記録利用システムを利用する場合 1.3 外部が保有する 電磁的記録利用システムの利用: 当院では,電磁的記録利用システムとして Agatha を利用することとする。なお, Agatha 以外の電 磁的記録利用システムを用いる場合には,信頼性を確保するため→ 追記、GCP→医薬品 GCP 省令に記載整備
- ・ 治験手続きを電磁化するための具体的な手順 2. 業務責任の明確化 2.1 文書管理責任者:病院長,治験 IRB 委員長,医療機器治験 IRB 委員長および治験責任医師(自ら治験を実施する者)は,各々の責務で取り扱う文書の責任を負う。→追記

文書番号: D-02-00-003-17 最終施行日: 2025/10/1 総ページ数: 87ページ

・ 治験手続きを電磁化するための具体的な手順 2. 業務責任の明確化 2.3 病院長→文書取扱責任者、「・」→2.3.1~2.3.3

- ・ 治験手続きを電磁化するための具体的な手順 3 受領側からの電磁的記録による交付の承諾 3.1:「・」→3.1.1~3.1.2 に記載整備、交付及び受領の手続き→交付及び受領に Agatha を利用すること(過渡的措置期間は別の交付及び受領の手段を含む)に修正
- ・ 治験手続きを電磁化するための具体的な手順 3 受領側からの電磁的記録による交付の承諾 3.2:「・」→3.2.1~3.2.3 に記載整備、保存に Agatha を利用すること及び Agatha に従い破棄されること(過渡的措置期間は別の保存及び破棄の手段を含む)→追記
- ・ 治験手続きを電磁化するための具体的な手順 5 電磁的記録の交付 及び受領 5.2Agatha を利用する場合: 5.2.1 機密性の確保のため, 権限設定によりアクセスが制限された Agatha を用いて,電磁的記 録を交付又は受領する。 5.2.2 上記 3.1 で確認した承諾内容に従い 交付用フォルダを作成し,そのフォルダ内に交付する電磁的記録を 保存し,交付する。 5.2.3 改変を禁止する電磁的記録に関しては,改 変を防止するため,Agatha 内の文書の状態を「確定」(改変できな い状態)で交付する。 5.2.4 交付及び受領の事実経過(対応者,実施 時期,内容)は,Agatha の監査ログに記録され,検証できる。 5.2.5 未承認の電磁的記録の取り扱いについては,受領側と事前に協議す る。 →追記、以下 5.2~5.4→5.3~5.5、5.5「Agatha 以外の」を追 記
- 治験手続きを電磁化するための具体的な手順 6 電磁的記録の保存 6.1Agatha を利用する場合: 6.1.1 電磁的記録の保存については, 権 限設定によりアクセスが制限され、監査証跡の記録等がなされた Agatha を用いる。6.1.2 書面を受領し、電磁的記録として保存する 場合は、元の書面の記載内容を判別できる解像度・階調(200dpi, RGB256 程度) で書面をスキャンし, Adobe Portable Document Format Format (PDF) にて電磁的記録に変換する。書面と変換し た電磁的記録の出力内容に変更がないことを確認の上、スキャンし た実施者,実施日付,実施内容を記録し,電磁的記録を Agatha 内 に保存する。スキャンした資料については、書面と変換した電磁的 記録の出力内容に変更がないことを確認の上, 記録を作成するま で保持することし、記録作成後の書面はシュレッダー等により識別 不可能かつ復元不可能な方法で破棄する。6.1.3e-メールを電磁的記 録として保存する場合は、事実を検証できるように、送信者、受信 日時、受信内容を含む e-メールを Adobe Portable Document Format (PDF) にて電磁的記録に変換し、e-メールの内容と変換し た電磁的記録の出力内容に変更がないことを確認の上, Agatha 内 に保存する。6.1.4 電磁的記録の保存期間は、試験毎の治験契約書に 定める期間とする。→追記、6.2Agatha 以外の方法で保存する場合 →追記
- ・ 治験手続きを電磁化するための具体的な手順 7 電磁的記録の破棄: 7.1 Agatha 内に保存した電磁的記録は,保存期間延長要請のないことを確認した上で Agatha 操作ガイドに従って,破棄(データを削

文書番号: D-02-00-003-17 最終施行日:2025/10/1 総ページ数:87ページ 除)する。→追記、7.2GCP省令→医薬品GCP両例に記載整備 治験手続きを電磁化するための具体的な手順 8 バックアップ及び リストア: 8.1Agatha を利用する場合 保存した電磁的記録(操 作ログを含む)のバックアップ及びリストアは、Agatha で提供さ れる範囲で行う。→追記、8.2Agatha 以外の方法を利用する場合→ 追記、8.3 Agatha で保存された電磁的記録の他の記録媒体やファイ ル形式への移行 保存された電磁的記録の他の記録媒体やファイ ル形式 (バージョン変更も含む) への移行は、Agatha で提供される 範囲で行う。なお、保存された電磁的記録を他の電磁的記録媒体や 方式に移行する場合には、移行された後の電磁的記録についても真 正性、見読性及び保存性が確保されていること。→追記 治験手続きを電磁化するための具体的な手順 10. 電磁的記録の監 査・規制当局による調査等への提供:10.1Agatha を利用する場合 モニター, 監査, 治験審査委員会並びに規制当局等による調査の際 は、権限設定でアクセスが制限された Agatha にて必要な電磁的記 録を閲覧する。→追記、10.2Agatha 以外の方法を利用する場合→追 記 治験手続きを電磁化するための具体的な手順 11. 治験手続きの電磁 化に関する教育:また、本手順書に基づき適切に電磁的記録管理を 進めるため、Agatha の利用に関する教育研修を行い、その記録を 残す。→追記 治験手続きを電磁化するための具体的な手順 12. 運用開始手順:治 験 IRB のメンバー→治験 IRB,治験 IRB 事務局に記載整備 · 定義の GCP 省令の記載を統一 9 2025/9/17 · 1.3 及び 7.2 に再生医療等製品 GCP 省令の該当規定を追記

目的

タイトル:治験に関するポリシー

本手順書は、治験手続きを電磁化する際の埼玉医科大学国際医療センター(以下「当院」)の標準業務手順を定め、電磁的記録を用いた治験手続きの信頼性を確保し、効率性を推進することを目的とする。

関連文書名を修正、最新の版数等に更新

誤記修正

対象

当院で実施する治験に関わる治験実施医療機関の長(埼玉医科大学国際医療センター病院長[以下「病院長」]),治験責任医師,治験分担医師,治験・臨床研究コーディネーター(CRC),治験 IRB 及び治験 IRB 事務局,治験依頼者及び医薬品開発業務受託機関の担当者

定義

- 1. 電磁的記録とは、人の知覚では認識できない、電子式・磁気式・光学式などの方法で記録され、コンピュータで処理される記録のことをいう。
- 2. 書面とは、紙媒体による資料のことをいう。
- 3. 電磁的記録利用システムとは、治験依頼者、病院長、治験責任医師並びに治験 IRB の間での電磁的記録の作成、交付、受領及び保存に用いるシステムのことをいう。
- 4. コンピュータ(化)・システム・バリデーションとは、コンピュータシステムが、完全性、正確

文書番号: D-02-00-003-17 最終施行日: 2025/10/1 総ページ数: 87ページ

性,信頼性及びユーザーの意図 (ユーザー要求,使用目的等) どおりに確実に動作することを 検証・保証し,文書化することをいう。

- 5. 実務担当者とは、規定や文書等で責任者の行うべき業務の権限を与えられ、代行する者のことをいう。
- 6. 原データとは、治験の事実経過の再現と評価に必要な情報であり、最初に記録された文書又は その Certified Copy に含まれる。
- 7. 治験関連文書とは、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号,以下「医薬品GCP省令」)、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成17年厚生労働省令第36号,以下「医療機器GCP省令」)、再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成26年厚生労働省令第89号,以下「再生医療等製品GCP省令」)及び関連する通知等に基づき、治験依頼者、病院長、治験責任医師並びに治験IRB間で交付、受領される文書のことをいう。
- 8. 保存とは、データや書類をいつでも利用可能な状態で、そのままの状態を保って失わないこと。 原状のままに維持すること。
- 9. 保管とは、一時的な文書の保持のこと。

基本的な留意事項

本手順書の適応範囲内において治験関連文書を電磁的記録として利用する際は、「医薬品等の承認又は許可等に係る申請等における電磁的記録・電子署名の利用について(平成 17 年 4 月 1 日付け薬食発第 0401022 号 厚生労働省医薬食品局長通知)」及び FDA 21 CFR Part11(以下、「ER/ES指針等」という)で求められる要件に留意し、電磁的記録利用システム又はその運用手順により電磁的記録の信頼性を確保する必要がある。特に手順で信頼性を確保する場合は、「「治験関連文書における電磁的記録の活用に関する基本的考え方」の一部改正について(平成 26 年 7 月 1 日付け厚生労働省医薬食品局審査管理課事務連絡)」に掲げられた留意事項を踏まえて手順を整備し、実施した事実経過を後日第三者が検証可能となるよう記録する。

また,治験契約前から治験関連情報の電磁的記録を入手することを鑑み,機密性の確保に努める。

適応範囲

- 1. 本手順書の適応となる治験手続き範囲
 - 1.1 当院による治験関連文書の作成及び交付
 - 1.2 治験依頼者及び治験 IRB が作成した治験関連文書の受領並びに保存
 - 1.3 治験関連文書の破棄

2. 適用範囲

2.1 本手順書の適用となる電磁的記録利用システムの範囲

本手順書では、「医薬品等の承認又は許可等に係る申請等における電磁的記録・電子署名の利用について(平成 17 年 4 月 1 日付け薬食発第 0401022 号 厚生労働省医薬食品局長通知)」及び ER/ES 指針等で必要とされる要件に対応でき、コンピュータ・システム・バリデーションを実施している電磁的記録利用システムである Agatha を利用する。Agatha のシステム稼働は、アガサ株式会社が Agatha 法人利用規約 1 に従い提供する範囲とする。電磁的記録を管理するための Agatha の機能は、Agatha 操作ガイドに示される範囲とする。

文書番号: D-02-00-003-17 最終施行日:2025/10/1 総ページ数:87ページ

- 2.2 本手順書の適応となる治験関連文書
 - 2.2.1 「統一書式通知」で規定される書式 1, 2, 3~16, 詳細記載用書式及び参考書式 1
 - 2.2.2 統一書式に添付される以下の資料 実施計画書、治験薬概要書、最新の科学的知見を記載した文書、症例報告書見本、

同意・説明文書、健康被害の補償に関する資料、被験者への支払いに関する資料、

治験参加募集手順の資料、安全性等に関する資料、その他の審議資料

- 2.2.3 名等が求められる以下の文書で、電子署名を行った文書 治験実施計画書の合意を証するための記録、症例報告書
- 2.2.4 その他、本手順書の適用対象と判断した資料
- 3. 本手順書の適応外となる治験関連文書
 - 3.1 署名等が求められる以下の文書
 - 3.1.1 約書
 - 3.1.2 同意文書
 - 3.1.3 署名陰影一覧表
 - 3.2 を原本とする文書

但し、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課及び厚生労働省医薬・生活衛生局 医療機器審査管理課より発出された事務連絡「治験における同意文書の保存に関する取 扱いについて」(令和2年4月7日)に従い、『「民間事業者等が行う書面の保存等におけ る情報通信の技術の利用に関する法律」および「民間事業者等が行う書面の保存等にお ける情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」 (e·文書法) に基づき, 厚生労働省で定める「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」ならび に「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 5.2 版」に示される電子化お よび保存に関する基準を満たす場合(富士通電子カルテシステム搭載の Medoc 機能が該 当)で、治験依頼者との協議により、スキャナ等により電子化して保存する場合(定義6 に該当)においてはこの限りではない。

電磁的記録の交付及び受領並びに保存

1. 交付及び受領の手段

基本的には、機密性の確保のため、権限設定によりアクセスが制限された Agatha を用いて、 電磁的記録を交付又は受領する。(但し, 既存の治験については, 当面の間は過渡的期間として暫 定的に、治験依頼者との協議により、以下の手段のいずれか又は複数の手段を用いることを許容 する。)

- 1.1 e-メール
- 1.2 DVD-R 等の記録媒体
- 1.3 クラウド等システムの交付及び受領のログ記録が残るシステム
- 2. 保存の手段

基本的には、権限設定によりアクセスが制限され、監査証跡の記録等がなされた Agatha を用 い電磁的記録を保存する。(但し、既存の治験については、当面の間は過渡的期間として暫定的 に、以下の手段のいずれか又は複数の手段を用いることを許容する。)

- 2.1 DVD-R 等の記録媒体
- 2.2 Agatha 以外のクラウド等システム

文書番号: D-02-00-003-17 最終施行日: 2025/10/1 総ページ数: 87ページ

3. 利用可能な電磁的記録のファイル形式

原則として以下のファイル形式にて資料の作成、交付、受領並びに保存を実施する。

- · Adobe Portable Document Format (PDF)
- Microsoft Word / Excel / PowerPoint
- 4. 交付及び受領並びに保存時のフォルダ名及びファイル名 本件に関する厚生労働省 事務連絡1をもとに治験依頼者と協議し決定する。

治験手続きを電磁化するための具体的な手順

- 1. 信頼性を確保するために電磁的記録利用システムを利用する場合
 - 1.1 コンピュータ(化)・システム・バリデーション

入力権限の設定及び監査証跡の記録等,電磁的記録利用システムにより電磁的記録の信頼性を確保する場合は,コンピュータ(化)・システム・バリデーションがなされた電磁的記録利用システムを使用することとし,本手順書の範囲内で取り扱われる治験関連文書の電磁的記録については、以下の要件を満たしていることを確認し記録する。

- ・ 電磁的記録がセキュリティで保護されており、改ざんもしくは修正された場合はその記録が残される機能又はプロセスになっている。
- ・ バックアップ,リストア(データ移行前後の確認を含む)できるプロセスが確立されている。
- 見読性が確保されており、電磁的記録をプリンタ等により書面として出力できる環境を 保有する。
- 必要な期間、保存が可能である。
- ・ 他の記録媒体やファイル形式にデータを移行した場合でも、上記の要件を満たす。
- 1.2 システム管理体制

電磁的記録利用システムを利用するために必要な責任者,管理者,組織,設備及び教育訓練と教育記録に関する事項を規定する。Agatha を利用するために必要な責任者,管理者,組織及び設備については,以下のとおり定める。

- 1.2.1 責任者は,臨床研究適正推進センターセンター長とし,Agatha 利用におけるシステム管理の統括を行う。
- 1.2.2 管理者は、臨床研究適正推進センターセンター長とし、Agatha の設備・機器及び 電磁的記録を管理する責務を負う。また、ユーザー管理、教育訓練・教育記録を管 理する責務を負う。
- 1.2.3 組織は、臨床研究適正推進センターとし、Agatha の管理に関する実務を行う。
- 1.2.4 設備は, Agatha が定める要件に従う。
- 1.3 外部が保有する電磁的記録利用システムの利用

当院では、電磁的記録利用システムとして Agatha を利用することとする。なお、Agatha 以外の電磁的記録利用システムを用いる場合には、信頼性を確保するため 1.1~1.2 の要件 を満たすシステムを利用することとし、医薬品 GCP 省令第 39 条の 2 及び再生医療等製品 GCP 省令第 59 条(業務の委託等)に基づく契約を締結する。

¹ 「治験関連文書における電磁的記録の活用に関する基本的考え方」の一部改正について(平成26年7月1日付け厚生労働省医薬食品局審査管理課事務連絡)

文書番号: D-02-00-003-17 最終施行日: 2025/10/1 総ページ数: 87ページ

2. 業務責任の明確化(信頼性を確保するために手順により事実経過を検証可能とする場合)

2.1 文書管理責任者

病院長,治験 IRB 委員長,医療機器治験 IRB 委員長および治験責任医師(自ら治験を 実施する者)は,各々の責務で取り扱う文書の責任を負う。

- 2.2 受領側からの電磁的記録による交付の承諾,電磁的記録の作成,交付,受領,保存並びに破棄等の実務に関し,業務責任者一覧表(別紙1 別紙1-2)により実務担当者を定める。
- 2.3 実務担当者への業務権限の委任

文書取扱責任者は実務担当者に業務権限を委任できるが、その責任は文書取扱責任者が負う。

- 2.3.1 病院長は,治験事務局員指名書に基づき,治験事務局員に文書管理業務を委任する。
- 2.3.2 治験 IRB 委員長は,治験 IRB 事務局員(治験事務局員が兼務)に文書管理業務を 委任する。医療機器治験も同様とする。
- 2.3.3 治験責任医師は、治験事務局員及び「治験分担医師・治験協力者リスト(書式2)」に記載がある CRC に文書管理業務を委任する。但し、治験施設支援機関(以下、「SMO」という)の CRC については、当院が委託した治験に限定する。
- 3. 受領側からの電磁的記録による交付の承諾

本手順書で示す電磁的記録での治験手続きについて以下の点を受領側に提示し、承諾を得る。

- 3.1 通知上、確認すべき承諾の範囲
 - 3.1.1 電磁的記録を用いて交付, 受領を行う治験関連文書
 - 3.1.2 交付及び受領に Agatha を利用すること(過渡的措置期間は別の交付及び受領の手段を含む)
- 3.2 業務上、確認すべき承諾の範囲
 - 3.2.1 交付・受領を行う際に用いるファイル形式 (バージョン情報を含む), ファイル名, フォルダ名
 - 3.2.2 機密性確保策及び改変防止もしくは検知策
 - 3.2.3 保存に Agatha を利用すること及び Agatha に従い破棄されること (過渡的措置期間は別の保存及び破棄の手段を含む)
- 4. 電磁的記録の作成

特定のシステムや環境によらず広く利用され、十分な使用実績があるファイル形式を用いることとし、原則として Adobe Portable Document Format (PDF)、Microsoft Word、Excel もしくは PowerPoint にて電磁的記録を作成する。

- 5. 電磁的記録の交付及び受領
 - 5.1 全般的留意事項

「電磁的記録の交付及び受領並びに保存」の項で確認した承諾内容に従い交付用フォルダを作成し、そのフォルダ内に交付する電磁的記録を保管し交付する。その際、機密性の確保として交付用フォルダに読み取り制限パスワード等の措置を講じ、解除パスワードは別途交付する。

さらに改変を禁止する電子的記録に関しては、改変を防止あるいは検知できるよう、電磁的記録への変更不可パスワードの設定又は書き込み・修正が行われない記録媒体 (DVD-R等) を利用して交付する。

なお、交付及び受領の事実経過を検証できるよう、電磁的記録の交付もしくは受領につ

文書番号: D-02-00-003-17 最終施行日: 2025/10/1 総ページ数: 87ページ

いて,対応者,実施時期,内容を交付簿や受領簿に記録する又は送信メール及び受信返信メールを保存する等,いずれか適切な方法で記録を残す。

また,交付前又は受領後に電磁的記録に対しファイル形式 (バージョン変更も含む)の変更等,見読性に影響を与える可能性のある対応を行う場合は,変更前後の電磁的記録の出力内容に変更がないことを確認し結果を記録する。

5.2 Agatha を利用する場合

- 5.2.1 機密性の確保のため、権限設定によりアクセスが制限された Agatha を用いて、電磁的記録を交付又は受領する。
- 5.2.2 上記 3.1 で確認した承諾内容に従い交付用フォルダを作成し、そのフォルダ内に交付する電磁的記録を保存し、交付する。
- 5.2.3 改変を禁止する電磁的記録に関しては、改変を防止するため、Agatha 内の文書の 状態を「確定」(改変できない状態)で交付する。
- 5.2.4 交付及び受領の事実経過(対応者, 実施時期, 内容)は, Agatha の監査ログに記録され, 検証できる。
- 5.2.5 未承認の電磁的記録の取り扱いについては、受領側と事前に協議する。

5.3 e-メールを用いる場合

5.3.1 送信時

宛先に間違いないことを確認のうえ,交付用フォルダに機密性の確保及び改変を 防止あるいは検知できる措置を講じた上で交付する。事実経過を検証するための記 録として,送信メール及び受領返信メールの保存又は送信簿を作成し,送信者,送 信日付,送信内容を記録する。

原データを含む電磁的記録(統一書式 12 [重篤な有害事象に関する報告書]等) を交付する場合は、作成責任者が直接送信する又は送信先に作成責任者を含めるも しくは当該電磁的記録の内容を作成責任者が確認した記録を残す。

5.3.2 受信時

事実経過を検証するための記録として、受信メール及び受信返信メールを保存する又は受信簿を作成し、受信者、受信日付、受信内容を記録する。なお、代理受信を行う場合は速やかに本来の受信者へ連絡するとともに、本来の受信者が確認した事実経過が検証できるよう記録を残す。

5.4 DVD-R 等の記録媒体を用いる場合

5.4.1 交付時

特定のシステムや環境によらず、広く利用され汎用性のある読み取り装置を介し 閲覧でき、消去や上書きのできない記録媒体として DVD-R 等を用いて交付する。 その際、機密性の確保として交付用フォルダに読み取り制限パスワード等の措置を 講じ、解除パスワードは別途交付する。

事実経過を検証できるよう、相手側が受領したことの記録(受領時の FAX 用紙等)を残す。

5.4.2 受領時

事実経過を検証するための記録として、DVD-R等に添付されたFAX用紙に、受領者、受領日付、受領内容(受領資料)を記載し、発送元にFAXを行う。又はメールで受領連絡を行い、記録として受信メール及び受信返信メールを保存する。本記録の保管期間は、発送元に受領の連絡をしてから1年間とする。

5.4.3 未受領が発生した場合

治験事務局は、速やかに担当モニターに連絡し、両者で対応を協議する。

文書番号: D-02-00-003-17 最終施行日: 2025/10/1 総ページ数: 87ページ

5.5 Agatha 以外のクラウド等システムを用いる場合

権限設定等でアクセスが制限されたシステムを用い電磁的記録を交付又は受領する。信頼性をシステムで確保する場合は 1. に準拠することとし、それ以外の場合は、事実経過を検証するための記録として送付簿及び受領簿を作成し、対応者、対応日付、内容を記録する。

6. 電磁的記録の保存

- 6.1 Agatha を利用する場合
 - 6.1.1 電磁的記録の保存については、権限設定によりアクセスが制限され、監査証跡の記録等がなされた Agatha を用いる。
 - 6.1.2 書面を受領し、電磁的記録として保存する場合は、元の書面の記載内容を判別できる解像度・階調(200dpi、RGB256 程度)で書面をスキャンし、Adobe Portable Document Format Format (PDF)にて電磁的記録に変換する。書面と変換した電磁的記録の出力内容に変更がないことを確認の上、スキャンした実施者、実施日付、実施内容を記録し、電磁的記録を Agatha 内に保存する。スキャンした資料については、書面と変換した電磁的記録の出力内容に変更がないことを確認の上、記録を作成するまで保持することし、記録作成後の書面はシュレッダー等により識別不可能かつ復元不可能な方法で破棄する。
 - 6.1.3 e-メールを電磁的記録として保存する場合は、事実を検証できるように、送信者、受信日時、受信内容を含む e-メールを Adobe Portable Document Format (PDF) にて電磁的記録に変換し、e-メールの内容と変換した電磁的記録の出力内容に変更がないことを確認の上、Agatha 内に保存する。
 - 6.1.4 電磁的記録の保存期間は、試験毎の治験契約書に定める期間とする。
- 6.2 Agatha 以外の方法で保存する場合

電磁的記録を受領し、電磁的記録として保存する場合、DVD-R等又はAgatha以外のクラウド等システムを用い、記録媒体の劣化が進みにくい高温、多湿、直射日光、埃を避けた所定の場所にて保存する。

その際,電磁的記録にパスワード等の機密性確保措置を講じる又は権限設定等でアクセスが制限されたシステムに保存する。所定の場所に保存するまでに一時保管をする場合,受領資料が所在不明にならないよう,一時保管場所を定め定期的に確認する等,確実に所定の場所に保存できる措置を講ずる。また,受領した電磁的記録に変更が生じ,電磁的記録を新たに受領する際は,事実経過を検証するための記録として変更前後の電磁的記録の両方を保存する。

7. 電磁的記録の破棄

- 7.1 Agatha 内に保存した電磁的記録は、保存期間延長要請のないことを確認した上で Agatha 操作ガイドに従って、破棄(データを削除)する。
- 7.2 医薬品 GCP 省令第 41 条,再生医療等製品 GCP 省令第 61 条(記録の保存)及び治験 実施契約書のいずれか遅い時期まで保存し、治験依頼者に保存期間延長要請の無いこと を確認したうえで、復元ができない磁気的な手段による消去又は記録媒体用のシュレッ ダーを用いた物理破壊等により読み出し可能なデータが残存しない方法で破棄をする。 その際、読み出し可能なデータが残存していないこと、実施者、実施日付、ファイル名、破棄方法を記録する。

文書番号: D-02-00-003-17 最終施行日: 2025/10/1 総ページ数: 87ページ

8. バックアップ及びリストア

8.1 Agatha を利用する場合

保存した電磁的記録(操作ログを含む)のバックアップ及びリストアは、Agatha で提供される範囲で行う。

8.2 Agatha 以外の方法を利用する場合

保存した存電磁的記録の見読性が失われることに備え、クラウド等システムによるバックアップを実施する。バックアップは5年以内を目安とする。

保存中の電磁的記録の見読性が失われた場合には,失われた記録の交付者に連絡のうえ,バックアップを用いて元のデータにリストアする。

バックアップ及びリストアを実施した際は、実施者、実施日付、ファイル名に加え、バックアップ又はリストアした電磁的記録と元の電磁的記録を目視で比較する等により両者が同一であることを確認し記録する。

8.3 Agatha で保存された電磁的記録の他の記録媒体やファイル形式への移行

保存された電磁的記録の他の記録媒体やファイル形式 (バージョン変更も含む) への移行は、Agatha で提供される範囲で行う。なお、保存された電磁的記録を他の電磁的記録媒体や方式に移行する場合には、移行された後の電磁的記録についても真正性、見読性及び保存性が確保されていること。

9. 治験 IRB への資料の提供

機密性の確保として電磁的記録が保存されたフォルダに読み取り制限パスワード等の措置 を講じる、電磁的記録の閲覧デバイスにパスワードを設定するもしくは権限設定等でアクセス が制限されたシステムにて閲覧するようにする。

- 10. 電磁的記録の監査・規制当局による調査等への提供
 - 10.1 Agatha を利用する場合

モニター,監査,治験審査委員会並びに規制当局等による調査の際は,権限設定でアクセスが制限されたAgatha にて必要な電磁的記録を閲覧する。

10.2 Agatha 以外の方法を利用する場合

モニター、監査、治験 IRB 並びに規制当局等による調査の際は、必要な電磁的記録を DVD-R 等にて提供する。なお、提供する DVD-R 等はバックアップに準じ、電磁的記録の同一性と見読性に問題が無いことを確認する。

11. 治験手続きの電磁化に関する教育

治験手続きを電磁的に行う者は、事前に本手順書の内容を十分理解し業務を実施することとし、本手順書の内容の学習日、学習者を記録する。また、本手順書に基づき適切に電磁的記録管理を進めるため、Agatha の利用に関する教育研修を行い、その記録を残す。

なお、入力権限の設定及び監査証跡の付与等、電磁的記録利用システムにより電磁的記録の 信頼性を確保する場合は、当該システム利用に関し教育を受講し受講日、受講者を記録する。

12. 運用開始手順

治験 IRB 及び治験 IRB 事務局は、まず、電磁的記録利用システム利用に関し、事前に治験手続きの電磁化における本手順書及び電磁的記録利用システム操作マニュアルについて学習する。次に、治験 IRB 当日の開催前に、治験事務局等による治験手続きの電磁化における本手順書及び電磁的記録利用システム操作マニュアルについての教育を受講する。治験事務局は、受講日、受講者を別紙 2 に記録する。

文書番号: D-02-00-003-17 最終施行日: 2025/10/1 総ページ数: 87ページ

関連文書

著者名/発行団体名注1	文書名および版番号 ^{注 2}	年月日注3
埼玉医科大学	埼玉医科大学国際医療センターにおける利益相反(COI)	2018年11月24日
	に関する管理規程	
埼玉医科大学	埼玉医科大学国際医療センターCOI 管理委員会規則	2020年7月17日
埼玉医科大学	埼玉医科大学国際医療センター臨床研究適正推進センター	2020年7月17日
	運営規則	
臨床研究適正推進	治験 IRB 取り扱い標準作業手順書 第 25 版	2025年9月22日
センター		
臨床研究適正推進	治験に係る標準作業手順書 第19版	2025年9月22日
センター		
臨床研究適正推進	医師主導治験標準作業手順書 第19版	2025年9月22日
センター		
臨床研究適正推進	治験の原資料に対するモニタリング・監査の受入れに関	2025年9月22日
センター	する標準作業手順書 第 13 版	
臨床研究適正推進	治験の原資料以外の文書又は記録に対するモニタリン	2025年9月22日
センター	グ・監査の受入れに関する標準作業手順書 第13版	
医療機器治験 IRB	医療機器治験 IRB 取り扱い手順書 第7版	2019年8月1日
医療機器治験 IRB	医療機器治験に係る業務手順書	2014年9月17日
医療機器治験 IRB	医師主導治験における医療機器治験業務手順書	2014年9月1日
臨床研究適正推進	人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針	2025年10月1日
センター	及び臨床研究法に係る臨床研究に関するポリシー 第	
	19版	
臨床研究適正推進	人を対象とする研に係わるプログラム 第18版	2025年10月1日
センター		

参考文献

著者名/発行団体名注1	文書名および版番号注2	年月日注3
日本製薬工業協会	治験関連文書の電磁的取り扱いに関する標準業務手順	2024年4月1日
	書	
日本 CRO 協会	治験手続きの電磁化における標準業務手順書解説書	2017年6月8日
	第二版	

添付文書

別紙1:業務責任者一覧表(例示)-病院長の文書-

別紙 1-2:業務責任者一覧表 (例示) -責任医師の文書-

別紙2:治験IRB委員の電磁的記録利用システム利用にあたっての学習,教育

文書番号: D-02-00-003-17 最終施行日: 2025/10/1 総ページ数: 87ページ

別紙1

業務責任者一覧表 (例示) -病院長の文書-

項目		責任者	実務担当者 教育日(受講者	
	作成	病院長	治験事務局長	令和 年 月 日
病院長の	交付	病院長	治験事務局長	令和 年 月 日
長の文書	受領	病院長	治験事務局長	令和 年 月 日
	保管	病院長	治験事務局長	令和 年 月 日
	破棄	病院長	治験事務局長	令和 年 月 日
	バックアップ	病院長	治験事務局長	令和 年 月 日
	リストア	病院長	治験事務局長	令和 年 月 日

文書番号: D-02-00-003-17 最終施行日: 2025/10/1 総ページ数: 87ページ

別紙1-2

業務責任者一覧表 (例示) -責任医師の文書-

CRC 名	項目:作成、交付受領、保管、 破棄、バックアップ、リストア	教育日			
	作成、交付受領、保管、 破棄、バックアップ、リストア	令和	年	月	日
	作成、交付受領、保管、 破棄、バックアップ、リストア	令和	年	月	日
	作成、交付受領、保管、 破棄、バックアップ、リストア	令和	年	月	日
	作成、交付受領、保管、 破棄、バックアップ、リストア	令和	年	月	日
	作成、交付受領、保管、 破棄、バックアップ、リストア	令和	年	月	日
	作成、交付受領、保管、 破棄、バックアップ、リストア	令和	年	月	田
	作成、交付受領、保管、 破棄、バックアップ、リストア	令和	年	月	日
(EP Link)	作成、交付受領、保管、 破棄、バックアップ、リストア	令和	年	月	日
(アイロム)	作成、交付受領、保管、 破棄、バックアップ、リストア	令和	年	月	日

文書番号: D-02-00-003-17 最終施行日: 2025/10/1 総ページ数: 87ページ

別紙2

治験 IRB 委員の電磁的記録利用システム利用にあたっての学習,教育

委員名	手順書 学習日	操作マニュアル 学習日	教育受講日	
	令和 年	令和 年	令和 年	
	月日	月日	月日	